

被災者に対する生活支援情報をまとめた ガイドブックについて

令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応検討ワーキンググループ(第5回)

令和6年9月4日
総務省行政評価局

■ 行政相談とは

国の仕事や手続、サービスに関するお困りごとの解決に向けて対応しています



公共インフラ

流木がたまってこのままだと危ない！



いろいろな手続

加入電話契約の契約者本人が死亡した場合の解約手続をホームページでも受け付けてほしいなあ



ホームページでも
解約申込が可能に



どこに相談したらいいのかわからない、相談窓口で解決しない

- ・申請先の窓口がわからない
- ・相談窓口に行ったけど納得できないなど

(国の仕事に対するご意見も承っています)



■ ご相談はこちらから (相談無料・秘密厳守)

ご相談は、国民の皆様に身近な「きくみみ」、行政相談委員にお寄せください



管区行政評価局・行政評価事務所・行政監視行政相談センターの行政相談窓口 (全国50か所)



来訪

お近くの
きくみみを来訪



電話

行政苦情110番
0570-090110



WEB

メール・
オンライン
による相談



行政相談委員

(全国に約5,000人配置)



来訪

お近くの
行政相談委員を来訪



WEB

行政相談委員
オフィシャル
ウェブサイト



- ・総務大臣から委嘱された民間有識者
- ・全国の市区町村に1人以上が配置
- ・役場、公民館などで定期的に相談所を開設



特別行政相談所の開設 (1月から石川県内92か所で開設)



輪島市特別行政相談所 (R6.4.13)
→建築士や行政書士等複数機関がブースで対応



生活支援情報をまとめた ガイドブックを避難所等に配布

約1万8千部配布、約7万件のダウンロードあり。
現在、第20版

令和6年1月10日<初版>
令和6年4月10日<第14版>

総務省行政相談センター まくみ石川 **令和6年能登半島地震による災害被災者の皆様への生活支援窓口案内(ガイドブック)**

令和6年能登半島地震による災害で被災された皆様へ、心よりお見舞い申し上げます。
本ガイドブックは、被災者の皆様への生活支援に関する情報を提供しております。

【本ガイドブックについて】

- 石川行政評価事務所が収集した各機関等における支援策の情報を掲載しています。情報は、随時、追加・変更してまいります。
- この冊子の最新版は、石川行政評価事務所ホームページ【トピックス】<令和6年能登半島地震による被災者の皆様への生活支援窓口案内(ガイドブック)>に掲載しています。
[石川行政評価事務所HPはこちら](#)

【石川行政評価事務所での相談の受付について】

石川行政評価事務所では、いろいろなお問合せやご相談を受け付けております。お困りになっていることがありましたら、どうぞお気軽にご利用ください。

- 令和6年能登半島地震で被災された方のための
災害専用フリーダイヤル 0120-776-110
※ 受付時間：8時30分～17時15分(当分の間、土、日、祝日も受付)
※ 回線の状況により、石川行政評価事務所ではなく中部管区行政評価局(名古屋)や総務省本省(東京)の担当窓口につながる場合があります。
※ 石川県外の方は、076-264-1100をご利用下さい。
- 行政相談専用ダイヤル
076-264-1100 又は **0570-090110**
(いずれも受付時間は平日 8:30～17:15、受付時間外は留守番電話)
- インターネットはこちら**
- FAX: 076-222-5233

まくみ石川 ガイドブックに掲載してほしい情報などについて、アンケートを実施しています。
[アンケートはこちら](#)

総務省 石川行政評価事務所
〒920-0024
金沢市西念3丁目4番1号 金沢駅西合同庁舎4階
電話：076-222-5232



「災害専用フリーダイヤル」 設置(1/12～)

現場で把握したニーズや、フリーダイヤル等に寄せられた
ご相談は、内容に応じて、適宜、関係機関に照会・相談して対応

相談受付件数は
約4,700件(石川県内)

罹災証明(2次避難をされている方からのご相談)

輪島市から金沢市などに避難しているが、罹災証明書の申請の際には輪島市の窓口に行かなければいけないのか教えてほしい。

内閣府通知を基に、「避難先の自治体が、被災者に代わって被災者の住家が所在する自治体に罹災証明書の申請書を転送」できる旨を案内

珠洲市に申請した罹災証明書を珠洲市に行かなくても交付してもらえる方法はないか。

珠洲市に照会。「市に来られない場合には、市が申請書に書かれた連絡先に電話するなどして必要な対応を行った上で、郵送することは可能」との回答

仮設住宅(1.5次避難所にある相談所に寄せられたご相談)

輪島市の仮設住宅の申込みをしたいが、母が新型コロナウイルスに感染し、一次的に外出制限をしていたため、輪島市への仮設住宅の申込期限を過ぎてしまった。
輪島市に仮設住宅の申込みはできないか。

その場で輪島市の担当者と携帯電話で連絡を取りつつ、相談者に対し対面で、仮設住宅の電子申請の申込みをサポート

みなし仮設住宅(自治体からのご相談)

ライフラインが途絶しているため、みなし仮設住宅の入居要件に該当するはずだが、それが明確でないため、なかなか仮設住宅の案内ができない。

内閣府から、被災自治体に対して、「ライフラインが途絶している場合にもみなし仮設住宅の入居が可能」である旨を通知。
みなし仮設住宅の申請が進む

マイナンバーカード(2次避難をされている方からのご相談)

避難先の市区町村で、マイナポータルで罹災証明を申請しようとしたところ、暗証番号を3回間違えてロックされてしまった。
避難先の市区町村でマイナンバーカードの暗証番号の再設定をしたいが、住所地市区町村(奥能登地域)の窓口でなければならないとされている。
避難先の市区町村でも再設定できるようにしてほしい。

1/22から特例的に、石川県内の一部の市町の住民の方については、避難先の市区町村の窓口でマイナンバーカードの電子証明書の暗証番号の再設定をできるよう、1/19に総務省から全国の自治体に通知

◆ 発災後によく寄せられる困りごとについて、大まかな支援内容と問合せ先を一冊にまとめたもの

◆ 国、自治体、関係団体「57機関」が実施している支援内容と問合せ先を掲載

◆ 更新頻度は、発災直後の1月は「2～3日に1回」、2月は「週に1回」、3～6月は「月2回」、7・8月は「月1回」



↑
最新の
ガイドブック
はこちら

目次

住まいや身の回りのこと

- 1 罹災証明書の発行 (P.1)
- 2 住宅の応急修理制度 (P.2)
- 3 被災建物の解体・撤去 (P.3)
- 4 住宅確保への支援 (応急仮設住宅(賃貸型・建設型)・公営住宅) (P.5)
- 5 被災宅地等復旧支援事業 (P.7)
- 6 住宅耐震化促進事業 (P.8)
- 7 被災住宅の補修や再建に関する相談 (P.8)
- 8 2次避難所の利用 (P.9)
- 9 生活必需品の給与・貸与 (P.9)
- 10 災害こみの処分 (P.9)
- 11 室内配管、浄化槽の復旧 (P.10)

お金のこと

- 12 生活再建のための支援金(被災者生活再建支援金)の支給 (P.11)
- 13 地域福祉推進支援臨時特別給付金の支給 (P.13)
- 14 災害義援金の配分 (P.13)
- 15 災害年金、災害障害見舞金の支給 (P.14)
- 16 災害復旧資金の貸付 (P.15)
- 17 生活福祉資金の貸付 (P.15)
- 18 住宅の建設、補修等の融資 (P.16)
- 19 住宅ローンの返済 (P.16)
- 20 雇用保険失業給付の支給等 (P.17)

役所の手続きのこと

- 21 マイナンバーカードに関すること (P.17)
- 22 自動車に関すること (P.18)
- 23 年金手帳などを紛失した場合、国民年金等の保険料が支払えない場合 (P.19)
- 24 国税の特別措置 (P.20)
- 25 県税の特別措置 (P.20)
- 26 市町村税・児童扶養手当の特別措置 (P.20)
- 27 公共料金の減免措置等 (P.21)
- 28 公費解体等を行った建物の滅失登記、登記済証(権利証)の紛失 (P.21)

民間の手続きのこと

- 29 預貯金通帳・印鑑の紛失や現金を損傷した場合 (P.22)
- 30 法律・消費者トラブル等の相談窓口 (P.22)

医療・健康のこと

- 31 こころの悩みや健康に関する相談 (P.23)
- 32 医療機関や介護サービスの利用に関すること (P.23)

教育のこと

- 33 日本学生支援機構(JASSO)による学生への支援 (P.24)
- 34 学用品の給与、授業料の支援等 (P.24)

事業者の方へ

- 35 事業者を対象とした相談窓口 (P.25)
- 36 農林水産業関係の相談窓口 (P.26)

その他の情報

- 37 災害ボランティアの依頼 (P.26)
- 38 特定非常災害特別措置法に基づく措置 (P.27)

<参考資料>

- ・令和6年能登半島地震 石川県庁における相談窓口 (P.29)

1 罹災証明書の発行 (概要は内閣府HPへ)



- ◆ 「罹災証明書」は、住宅が被害にあったことを証明するものです。被災者生活再建支援金の申請、税金の減免、各種の融資の申請などに必要となる場合があります。
 - ・持ち家に限らず賃貸住宅の借主も申請が可能です。また、住民票がない場合でも実際に居住していれば申請が可能です。
 - ・原則被害にあった住家のみが対象となりますが、住家以外の建物・構築物・自動車・家財などが災害による被害を受けた証明として罹災証明書や「被災証明書」(市町により「被災届出証明書」、「罹災届出証明書」の名称)を発行する市町もあります。
- ◆ 片付けや修理の前に、家の被害状況を写真(カメラやスマホ)に撮って保存をお願いします。ポイントは、家の外と中の写真を撮ることです。
- ◆ 主な市町における「罹災証明書」の窓口は以下のとおりです。
 - 県内の他の市町へ広域避難された方は、避難先の市町の窓口でも罹災証明書の交付申請を行うことができます。
 - 県外へ避難された方については、石川県危機対策課(076-225-1482)までご相談ください。
- ◆ マイナンバーカードでの申請について
 - ・マイナンバーカードを利用して、マイナンバーからオンラインで罹災証明書の発行を申請できます(なお、マイナンバーでの申請については、現在、災害救助法適用市町の一部と野々市市及び川北町で申請可能となっています。市町によって対応状況が異なっておりますのでご注意ください。)。詳しくはこちら
 - ・申請の際、電子署名が必須となります。電子署名には、署名用の電子証明書として用いるための6～16桁の英数字の暗証番号(インターネットサイトのログイン等の際に利用する数字4桁の暗証番号とは異なります。設定は任意)が必要です。詳しくはこちら
 - ・「21 マイナンバーカードに関すること」も参照ください。

市町	窓口	電話番号	市町	窓口	電話番号
金沢市	資産税課	076-220-2151	内灘町	住民課	076-286-6701
七尾市	り災証明書コールセンター	0767-57-5518	志賀町	税務課	0767-32-9141
輪島市	税務課	0768-23-1126	宝達志水町	税務住民課	0767-29-8150
珠洲市	市民課	0768-82-7732	中能登町	税務課	0767-72-3136
羽咋市	税務課	0767-22-6901	穴水町	税務課	0768-52-3630
かほく市	税務課	076-283-1114	能登町	税務課	0768-62-8518
津幡町	税務課	076-288-2123			

18 住宅の建設、補修等の融資

① 自宅再建利子助成事業

- ◆ 石川県内で被災し、住宅の新築、購入又は補修を行う場合、住宅融資の利子助成を受けられる**自宅再建利子助成事業**があります(地域福祉推進支援臨時特別給付金との併用は不可)。
- ◆ 詳しくは、[石川県ホームページ](#)をご覧ください。詳しくはこちら



コールセンター(076-225-1968:土日祝も受付)にお問い合わせください。

対象者	内容	
次(i)～iii)の全てに該当する世帯		
i) 次のいずれかに該当する		
ア) 全壊、大規模半壊、中規模半壊又は半壊の被害を受けた		
イ) 住宅の敷地に被害が生じ、やむを得ず解体をした		
ウ) 長期避難世帯として認定された		
エ) 応急仮設住宅等に入居していた		
ii) 石川県内で住宅を再建し、入居日の属する前年の収入が要件を満たす		
iii) 被災者本人又はその親族が住宅再建のため金融機関等から融資を受けている		
収入要件		
給与収入のみの世帯	世帯全員の収入合計額が600万円以内	
給与収入以外の収入がある世帯	世帯全員の所得合計額が440万円以内	
23歳未満の被扶養者がいる世帯	制限なし	
金額	借入額、利率及び実際の返済期間に基づき算定した利子相当額(一世帯当たり上限300万円(交付決定後一括給付))	
申請期限	令和6年3月28日(木)までに 住宅再建・入居	6年9月30日(月)まで
	令和6年3月29日(金)以降に 住宅再建・入居	入居日から6か月経過後の日 又は 9年1月31日(日)のいずれか早い日

② 住宅金融支援機構における融資

- ◆ 住宅金融支援機構において、自然災害により自宅に被害を受けられた方に対して、金利等を優遇した建設資金、購入資金または補修資金を融資しています。
- ◆ 融資の概要は、[住宅金融支援機構ホームページ](#)をご覧ください。詳しくはこちら



窓口	電話番号
住宅金融支援機構お客様コールセンター(災害専用ダイヤル)	0120-086-353(祝日除く)

- ◆ 各金融機関においても、被災者向けの特別融資を行っています。詳細は、各金融機関にお問い合わせください。

取組の経緯

総務省の行政相談は、各府省の所掌にとらわれず国民からの困りごとを聞き、解決を図るもの。

→こうした府省横断的な取組の一つがガイドブック。平成28年熊本地震以降、大規模災害が発生した際に実施

具体的な取組内容

1/10から被災市町や避難所、郵便局や社会福祉協議会などに「ガイドブック」をお届け。

約140か所を訪問
1.8万部を配布

お届けした際に、被災者、職員の声・悩みを聴き、内容に応じて関係機関に繋ぎ、解決につなげる活動を実施。

課題と今後の対応

【課題】

ガイドブックの掲載内容については、発災してから検討し、自治体等に確認いただいている。

→発災直後は自治体等は被災者支援で手一杯であり、負担にならないよう最大限配慮する必要

【今後の対応】

- 発災後、速やかに被災者に情報提供ができるよう、平時から自治体等と情報連携

発災後によく寄せられる困りごと（罹災証明、住宅修理等）を整理し、ガイドブックの掲載内容を「標準化」

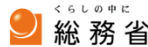
- 自治体等にガイドブックを「被災者への情報発信のツール」の一つとして活用してもらうことを「仕組み化」

今般の地震対応の際、情報発信ツールとして活用していただいた自治体等もあり→自治体等の負担軽減

※管区行政評価局等（現場で行政相談を担う当省地方機関）を災害対策基本法第2条第4号に基づく「指定地方行政機関」に指定することについて、現在、内閣府と調整中

壁に貼るなど
周りの方にも
お伝えください

-被災者生活支援情報-



令和6年能登半島地震により被災された皆様に、心よりお見舞い申し上げます

代表的な支援策について

① 罹災証明書の申請手続きについて教えてください。

- ・各市町にお問い合わせください。(輪島市、穴水町は電子申請のみ受付) ※輪島市については交付時期が未定(1/17時点)
- ・申請には、罹災証明書交付申請書、本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証等)、被害の状況が確認できる写真等(自己判定方式の場合)、判定が必要な家屋の位置図(市町によっては不要になります)、代理人が申請する場合は委任状が必要です。

罹災証明のオンライン申請

県内14市町で罹災証明書のオンライン申請を開始しています。
詳細はデジタル庁HPをご覧ください。



② 被災した自宅の応急修理を依頼したいが、詳しい内容を教えてください。

- ・各市町にお問い合わせください。
- ・災害により住宅が「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」、「準半壊」の被害を受けた世帯に対し、被災した住宅の居室、台所、トイレ等日常生活に必要不可欠な最小限度の部分を、市町が業者に依頼し、一定の範囲内で応急的に修理します。
- ・1世帯当たり70万6千円(準半壊は34万3千円)が上限となります。

③ 被災した家族を安全なところへ避難させたい。2次避難について教えてください。

- ・令和6年能登半島地震2次避難所運営事務局コールセンター(0120-266-755)にお問い合わせください。
- ・相談いただいた内容をお住まいの市町・県と共有し、事務局が移動や宿泊先の手配を行います。
- ・自宅や仮設住宅等への入居が始まるまでの間、一時的に、被災地の避難所から、金沢以南や県外のホテル・旅館に避難いただけます。

④ 当面の生活資金に困っているの、何か利用できる制度があるのか教えてください。

- ・各市町が社会福祉協議会にお問い合わせください。
- ・被災者生活再建支援金の支給や、災害援護資金の貸付(世帯主が1か月以上の負傷、住居や家財に被害を受けた場合に被害の種類や程度に応じて貸付を受けられる制度)、低所得世帯、障害者世帯、介護等を要する高齢者世帯に対する生活福祉資金の貸付(緊急小口資金、福祉費(災害援護費))などがあります。

⑤ 被災しても各種手続は期日までに行わないといけないのか。

- ・運転免許などの許認可等の存続期間(有効期間)が延長されます(最長で令和6年6月30日まで)。
→詳しくは、ガイドブックか「総務省特設ページ」をご覧ください。



- ・各種届出などの法令上の義務を履行できない場合の免責期限が、令和6年4月30日まで延長されます。
- ・その他、法人に係る破産手続開始の決定の留保、相続放棄等の熟慮期間の延長、民事調停の申立手数料の免除などがあります。

これからの生活再建に向け、何から手を付けていけばよいか、どんな支援があるかなど、
お役に立つ情報をまとめたガイドブックを作成し、各避難所等にお配りしています

災害専用フリーダイヤルのお知らせ

被災された皆様への支援など、どのようなものがあるか、どこに相談したらよいかなどのご相談はこちら

0120-776-110

受付期間: 令和6年1月12日(金)から当面の間
受付時間: 8時30分~17時15分(当面の間は、土・日・祝日も受付)
対象地域: 石川県全域
受付内容: 役所の仕事や手続、各種の支援措置などについての問合せ、相談
※直接お答えできない場合でも、支援措置を講じている関係機関等と協力して、情報を提供します。

ガイドブックについて

生活支援情報をまとめたガイドブックを市町の役場や避難所等にお届けしています



- ・ガイドブックの最新版は、石川行政評価事務所ホームページに掲載しています
- ・各市町で開設する相談所の最新情報もホームページに掲載しています



石川行政評価事務所

相談所一覧

県内避難所等にて、被災者の皆様からの問合せや相談を無料で受け付けています(事前予約は不要。秘密厳守)

市町名	開設場所	開設日	開設時間	問合せ先
金沢市	いしかわ総合スポーツセンター 1.5次避難所内 (金沢市稚日野町北222) ※「1.5次避難所」の入り口から入って左手奥にブースがあります	1月13日(土) ~当面の間	10時~15時	076-222-5232 (石川行政評価事務所)
	旭町保育園(金沢市旭町2-13-1)	1月24日(水)	13時~16時	
	近江町いちば館4階(金沢市青森町88)	1月25日(木)	13時30分~16時	
野々市市	野々市市保健センター 1階候診室(野々市市三納3丁目128番地)	1月22日(月) 2月1日(木)	14時~16時	
小松市	小松市役所1階くらしあんしん相談センター(小松市小馬出町91)	1月25日(木)	13時~15時	
かほく市	かほく市障害者相談支援センター 相談室(かほく市宇野気2-71-2)	1月25日(木)	13時30分~15時	076-222-5232 (石川行政評価事務所)
中能登町	行政サービス庁舎2階201会議室(中能登町能登部91-23)	1月25日(木)	13時30分~16時	

※七尾市では、【1月29日(月)~2月10日(土)のいずれか2、3日】に開設予定

※輪島市、珠洲市、穴水町、能登町、志賀町においても1月下旬以降、順次開設予定

ホテル・旅館等への2次避難について(石川県からのお知らせ)

- ◆自宅や仮設住宅等への入居が始まるまでの間、一時的に、被災地の避難所から、金沢以南または県外のホテル・旅館に避難いただけます
- ◆相談いただいた内容をお住まいの市町・県と共有し、移動や宿泊先の手配を行います

ホテル・旅館へ避難可能な方	受付時間	問合せ先	備考
・ホテル・旅館での自立的な生活が可能 な方 ・ご家族の介助によりホテル・旅館 での生活が可能 な方	9時~18時 (土日祝も含む)	0120-266-755 (令和6年能登半島地震2次避難所 運営事務局コールセンター)	・宿泊料はすべて無料 ※食事の提供については、施設によって取扱いが 異なります ・罹災証明は不要

參考資料

総務省行政相談センター

まぐみ石川

令和6年能登半島地震による 災害被災者の皆様への生活 支援窓口案内（ガイドブック）

令和6年能登半島地震による災害で被災された皆様に、心よりお見舞い申し上げます。
本ガイドブックは、被災者の皆様への生活支援に関する情報を提供しております。

【本ガイドブックについて】

- 石川行政評価事務所が収集した各機関等における支援策の情報を掲載しています。
情報は、随時、追加・変更してまいります。
- この冊子の最新版は、石川行政評価事務所ホームページ【トピックス】
〈令和6年能登半島地震による被災者の皆様への生活支援窓口
案内（ガイドブック）〉に掲載しています。

[石川行政評価事務所HPはこちら](#)



【石川行政評価事務所での相談の受付について】

石川行政評価事務所では、いろいろなお問合せやご相談を受け付けております。
お困りになっていることがありましたら、どうぞお気軽にご利用ください。

- 令和6年能登半島地震で被災された方のための

災害専用フリーダイヤル 0120-776-110

- ※ 受付時間：平日8時30分～17時15分
- ※ 回線の状況により、石川行政評価事務所ではなく中部管区行政評価局（名古屋）
や総務省本省（東京都）の担当窓口につながる場合があります。
- ※ 石川県外の方は、076-264-1100をご利用下さい。

- 行政相談専用ダイヤル

076-264-1100 又は 0570-090110

（いずれも受付時間は平日 8:30～17:15、受付時間外は留守番電話）

- [インターネットはこちら](#)

- FAX: 076-222-5233



まぐみ石川



ガイドブックに掲載してほしい情
報などについて、アンケートを実
施しています。

[アンケートはこちら](#)



総務省 石川行政評価事務所

〒920-0024
金沢市西念3丁目4番1号 金沢駅西合同庁舎4階
電 話：076-222-5232

（避難所以外で避難生活を送られている方へ）

連絡先などの情報登録はお済みでしょうか？

県内外の親戚宅やご自宅、車中泊など、避難所以外で避難生活を送られている被災者の
方は、今後、自治体からの支援情報などをお届けするため、連絡先などの情報のご登録をお
願いたします。詳しくは[石川県HP](#)をご覧ください。

【登録方法】LINEまたはお電話にてご登録ください。

- 石川県LINE公式アカウントにて友達登録し、表示される入力フォームに必要項目を入力し
てください。[石川県HPはこちら](#)



- 電話番号：076-225-1959 <石川県情報登録窓口>
（受付時間：平日9時～17時）

【ご注意】

- このガイドブックに掲載している情報は、令和6年8月8日までに掲載された情報に
基づき作成しております。状況の変化等により、市町の担当窓口が変更されたり、記
載された窓口では対応できない場合がありますが、あらかじめご了承ください。
- 災害救助法の適用が条件となっている支援措置がありますが、今回の令和6年能
登半島地震による災害においては、令和6年8月8日現在、金沢市、七尾市、小松市、
輪島市、珠洲市、加賀市、羽咋市、かほく市、白山市、能美市、河北郡津幡町、河北郡
内灘町、羽咋郡志賀町、羽咋郡宝達志水町、鹿島郡中能登町、鳳珠郡穴水町及び
鳳珠郡能登町が適用を受けています。
- 被災者支援に関する各種支援制度の概要については、[内閣府ホームページ](#)をご
覧ください。



目次



住まいや身の回りのこと

- 1 罹災証明書の発行 (P.1)
- 2 住宅の応急修理制度 (P.2)
- 3 被災建物の解体・撤去 (P.3)
- 4 住宅確保への支援 (応急仮設住宅(賃貸型・建設型)・公営住宅) (P.5)
- 5 被災地等復旧支援事業 (P.7)
- 6 住宅耐震化促進事業 (P.8)
- 7 被災住宅の補修や再建に関する相談 (P.8)
- 8 2次避難所の利用 (P.9)
- 9 生活必需品の給与・貸与 (P.9)
- 10 災害ごみの処分 (P.9)
- 11 宅内配管、浄化槽の復旧 (P.10)



お金のこと

- 12 生活再建のための支援金
(被災者生活再建支援金)の支給 (P.11)
- 13 地域福祉推進支援臨時特別給付金の支給
(P.13)
- 14 災害義援金の配分 (P.13)
- 15 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給 (P.14)
- 16 災害援護資金の貸付 (P.15)
- 17 生活福祉資金の貸付 (P.15)
- 18 住宅の建設、補修等の融資 (P.16)
- 19 住宅ローンの返済 (P.16)
- 20 雇用保険失業給付の支給等 (P.17)



役所の手続きのこと

- 21 マイナンバーカードに関すること (P.17)
- 22 自動車に関すること (P.18)
- 23 年金手帳などを紛失した場合、国民年金
等の保険料が支払えない場合 (P.19)
- 24 国税の特別措置 (P.20)
- 25 県税の特別措置 (P.20)
- 26 市町村税・児童扶養手当の特別措置 (P.20)
- 27 公共料金の減免措置等 (P.21)
- 28 公費解体等を行った建物の滅失登記、
登記済証(権利証)の紛失 (P.21)



民間の手続きのこと

- 29 預貯金通帳、印鑑の紛失や現金を
損傷した場合 (P.22)
- 30 法律・消費者トラブル等の相談窓口 (P.22)



医療・健康のこと

- 31 こころの悩みや健康に関する相談 (P.23)
- 32 医療機関や介護サービスの利用に関す
ること (P.23)



教育のこと

- 33 日本学生支援機構(JASSO)による学
生への支援 (P.24)
- 34 学用品の給与、授業料の支援等 (P.24)



事業者の方へ

- 35 事業者を対象とした相談窓口 (P.25)
- 36 農林水産業関係の相談窓口 (P.26)



その他の情報

- 37 災害ボランティアの依頼 (P.26)
- 38 特定非常災害特別措置法に基づく措置
(P.27)

<参考資料>

- ・ 令和6年能登半島地震 石川県庁にお
ける相談窓口 (P.29)



住まいや身の回りのこと

1 罹災証明書の発行 (概要は内閣府HPへ)



- ◆ 「罹災証明書」は、住宅が被害にあったことを証明するものです。被災者生活再建支援金の申請、税金の減免、各種の融資の申請などに必要となる場合があります。
 - ・ 持ち家に限らず賃貸住宅の借主も申請が可能です。また、住民票がない場合でも実際に居住していれば申請が可能です。
 - ・ 原則被害にあった住家のみが対象となりますが、住家以外の建物・構築物・自動車・家財などが災害による被害を受けた証明として罹災証明書や「被災証明書」(市町により「被災届出証明書」、「罹災届出証明書」の名称)を発行する市町もあります。
- ◆ 片付けや修理の前に、家の被害状況を写真(カメラやスマホ)に撮って保存をお願いします。ポイントは、家の外と中の写真を撮ることです。
- ◆ 主な市町における「罹災証明書」の窓口は以下のとおりです。
 - 県内の他の市町へ広域避難された方は、避難先の市町の窓口でも罹災証明書の交付申請を行うことができます。
 - 県外へ避難された方については、石川県危機対策課(076-225-1482)までご相談ください。
- ◆ マイナポータルでの申請について
 - ・ マイナンバーカードを利用して、マイナポータルからオンラインで罹災証明書の発行を申請できます(なお、マイナポータルでの申請については、現在、災害救助法適用市町の一部と野々市市及び川北町で申請可能となっています。市町によって対応状況が異なっておりますのでご注意ください。)。詳しくはこちら
 - ・ 申請の際、電子署名が必須となります。電子署名には、署名用の電子証明書として用いるための6~16桁の英数字の暗証番号(インターネットサイトのログイン等の際に利用する数字4桁の暗証番号とは異なります。設定は任意)が必要です。詳しくはこちら
 - ・ 「21 マイナンバーカードに関すること」もご参照ください。



市町	窓口	電話番号	市町	窓口	電話番号
金沢市	資産税課	076-220-2151	内灘町	住民課	076-286-6701
七尾市	り災証明書コールセンター	0767-57-5518	志賀町	税務課	0767-32-9141
輪島市	税務課	0768-23-1126	宝達志水町	税務住民課	0767-29-8150
珠洲市	市民課	0768-82-7732	中能登町	税務課	0767-72-3136
羽咋市	税務課	0767-22-6901	穴水町	税務課	0768-52-3630
かほく市	税務課	076-283-1114	能登町	税務課	0768-62-8518
津幡町	税務課	076-288-2123			

[目次に戻る](#)

2 住宅の応急修理制度

① 住宅の応急修理制度

- ◆ 災害救助法が適用された市町(野々市市、川北町以外の県内市町)において、災害により住宅が「準半壊」以上の被害を受けた世帯に対し、被災した住宅の居室、台所、トイレ等日常生活に必要な最小限度の部分を、市町が業者に依頼し、一定の範囲内で応急的に修理します。ご自身で業者を選定し修理箇所や内容を調整する必要があります(「全壊」と判断された住宅は修理後に居住が可能となる場合に限りです。)
- ◆ 1世帯当たり70万6千円(準半壊は34万3千円)が限度額で、それをを超える部分は自己負担となります。完了期限は令和7年12月31日(水)です。
- ◆ 業者に代金を直接支払うと制度を利用できませんので、ご注意ください。また、本制度を利用した場合、公費解体制度、応急仮設住宅(建設型)制度等が利用できない場合があります。詳しくは、市町の窓口にお問い合わせください。主な市町の窓口は次のとおりです。

市町	窓口	電話番号	市町	窓口	電話番号
金沢市	i 被災者生活支援 総合窓口 ii 住宅政策課	i 076-220-2058 ii 076-220-2553	内灘町	地域産業振興 課	076-286-6708
七尾市	i 被災者支援制度 コールセンター ii 都市建築課	i 0570-200-491 ii 0767-53-8429	志賀町	住宅支援制度 窓口 (まち整備課内)	070-1523-8403 080-7359-8554
輪島市	被災者生活再建支 援室	0768-23-4871	宝達志水町	i 被災者支援 総合窓口 ii 地域整備課	i 0767-29-8112 ii 0767-29-8160
珠洲市	環境建設課	0768-82-7756	中能登町	土木建設課	0767-72-3921
羽咋市	住まいの支援窓口	0767-22-7196	穴水町	地域整備課	0768-52-0301
かほく市	都市建設課	076-283-7104	能登町	建設水道課	0768-62-8523
津幡町	都市建設課	076-288-6703			

② 住宅の応急修理工事に関する掛かり増し経費の補助

- ◆ 能登6市町(輪島市、珠洲市、能登町、穴水町、七尾市、志賀町)において、被災した住宅の応急修理に係る事業者の移動に要する燃料代や宿泊代等の掛かり増し経費に対し補助します。なお、本制度の申請は事業者が石川県に対して行います。

内容	
対象者	能登6市町の応急修理工事を行う(一社)石川県木造住宅協会及び(一社)石川県建設業協会(地区協会を含む)の会員 ※応急修理を行う住宅と同一市町に所在する工事業者(地元業者)は除きます。 ※別途、住宅の応急修理の手続きが必要です。
対象経費	見積調査(見積提示)：人件費、燃料費 一つの物件に対し、上限80,000円 修繕工事：人件費、燃料費、宿泊費 一つの物件に対し、上限160,000円
補助対象期間	令和6年7月26日から令和7年3月31日

i) 応急修理の事業者の選定をご検討中の方の相談窓口

(一社)石川県木造住宅協会・(一社)石川県建設業協会 事務局内

電話番号 0120-123-688

受付期間 令和6年12月27日まで(土日・祝日除く)

ii) 既に応急修理の事業者を選定された方で、掛かり増し経費の補助の活用をご検討の方の相談窓口

石川県土木部建築住宅課

電話番号 076-225-1962

[目次に戻る](#)

3 被災建物の解体・撤去

- ◆ 被災した建物を、申請に基づき市町が所有者に代わって解体・撤去します(公費解体)。対象となる建物は、罹災証明書(又は被災証明書)で「半壊」以上と判定された建物です(※個人で業者等に依頼して解体した場合も、市町が費用負担できる場合があります(自費解体)。)
- ◆ 住宅の応急修理制度との併用はできません。詳しくは、市町の窓口にお問い合わせください。
- ◆ 申請に当たり、相続等で所有者が複数人いる、所有者が死亡しているなどでお困りの際は、弁護士や司法書士にご相談ください(「30 法律・消費者トラブル等の相談窓口」参照)。

市町・窓口 電話番号	公費解体		自費解体	
	申請期限等	詳細	①業者との契約期限(注) ②申請期限	詳細
金沢市 環境政策課 076-220-2304	令和6年12月27日(金) ・ 申請受付は電話による事前 予約制 ・ 来庁が困難な方は一般書留 等による郵送申請可	市HP 	①令和6年11月30日(土) ②令和6年12月27日(金) 受付方法は同左	公費解体 と同じ
七尾市 総合支援窓口コ ールセンター 0570-200-491 環境課 0767-53-8421	令和7年8月29日(金) ・ 受付場所：パトリア4階(日祝 も受付)	市HP 	①令和6年9月30日(月) ②令和6年11月29日(金) 受付場所は同左	市HP 
小松市 環境推進課 0761-24-8069	令和6年12月27日(金)	市HP 	①終了 ②令和6年9月30日(月)	公費解体 と同じ
輪島市 環境対策課 0768-23-1853	令和6年11月29日(金) ・ 予約が必要なケースがあり ます。受付方法等詳しくは市HP をご確認ください。 ・ 予約・相談専用電話 0768-23-1186	市HP 	①一 ②令和6年11月29日(金) ・ 予約・相談専用電話 0768-23-1186	市HP 

市町・窓口 電話番号	公費解体		自費解体	
	申請期限等	詳細	①業者との契約期限(注) ②申請期限	詳細
珠洲市 環境建設課 0768-82-7743	- 受付場所:市民図書館(月～土曜受付)(電話または市HPからの予約優先) ※市民図書館での受付は、令和6年12月27日(金)まで - 受付専用ダイヤル 080-7974-1737 080-7046-1827	市HP 	①令和6年9月30日(月) ②令和7年1月31日(金) 受付場所等は同左 ・自費解体についてのご相談窓口 0768-84-5234 ・受付専用ダイヤル 080-7974-1737	市HP 
羽咋市 住まいの支援窓口 0767-22-7196 環境安全課 0767-22-7137	令和7年3月31日(月) ・受付場所:市役所2階	市HP 	①令和6年10月31日(木) ②令和6年12月27日(金) 受付場所は同左	市HP 
かほく市 防災環境対策課 076-283-7124	令和6年12月27日(金) ・電話による事前予約制	市HP 	①終了 ②令和6年12月27日(金) 受付方法は同左	市HP 
能美市 生活環境課 0761-58-2217	令和6年9月30日(月)	市HP 	①令和6年7月31日(水) ②令和6年9月30日(月)	公費解体と同じ
津幡町 生活環境課 076-288-6701	令和6年9月30日(月) ・原則持参(郵送可)	町HP 	①終了 ②令和6年9月30日(月) 受付方法は同左	町HP 
内灘町 住民課 076-286-6701	令和6年11月29日(金) ・受付場所:町役場1階(一部土日も受付)(電話による事前予約制) ・郵送申請可	町HP 	①令和6年9月30日(月) ②令和6年11月29日(金) 受付場所等は同左	町HP 
志賀町 環境安全課 0767-32-9321	令和7年3月31日(月) ・受付場所:町役場本庁1階、富来活性化センター(一部土曜も受付)(電話による事前予約制)	町HP 	①一 ②令和7年3月31日(月) 受付場所等は同左	公費解体と同じ
宝達志水町 環境安全課 0767-29-8140	令和6年9月30日(月) ・受付場所:町役場1階(電話による事前予約制)	町HP 	①終了 ②令和6年9月30日(月) 受付場所等は同左	町HP 
中能登町 生活環境課 0767-72-3927	令和7年3月31日(月) ・受付場所:町役場行政サービス庁舎1階(電話、インターネット等による事前予約制)	町HP 	①契約日不問 ②令和7年3月31日(月) 受付場所等は同左	公費解体と同じ
穴水町 環境安全課 0768-52-3770	令和6年9月30日(月) ・受付場所:町役場1階(電話による事前予約制) ・公費解体専用ダイヤル 0768-23-4176	町HP 	①令和6年10月31日(木) ②令和7年1月31日(金) ・受付場所:環境安全課	町HP 

市町・窓口 電話番号	公費解体		自費解体	
	申請期限等	詳細	①業者との契約期限(注) ②申請期限	詳細
能登町 住民課 0768-62-8510	令和6年12月27日(金) ・受付場所:町役場1階 ・来庁が困難な方は一般書留等による郵送申請可	町HP 	①令和6年10月31日(木) ②令和6年12月27日(金) 受付場所等は同左	公費解体と同じ

(注) 公費解体の計画的実施のため、自費解体については、当該年月日までに解体業者と契約を締結していることが必要とされています。

[目次に戻る](#)

4 住宅確保への支援 (応急仮設住宅(賃貸型・建設型)・公営住宅)

① 民間賃貸住宅を活用した賃貸型の応急住宅(みなし仮設住宅)

◆ 災害救助法が適用された市町(野々市市、川北町以外の県内市町)において、住宅に大きな被害を受けた被災者に対して、民間賃貸住宅を活用して賃貸型の応急住宅が供与されるものです。

	内容		
対象者	i) 住宅が全壊、全焼又は流失し、居住する住宅がない方 ii) 半壊(「中規模半壊」、「大規模半壊」を含む。)であっても、住宅として再利用できず、やむを得ず解体を行う方 iii) 二次災害等により住宅が被害を受ける恐れがある、ライフラインが途絶している、地滑り等により避難指示等を受けているなど、長期にわたり自らの住宅に居住できないと市町長が認める方 iv) 災害救助法に基づく住宅の応急修理制度を利用する方のうち、修理に要する期間が1か月を超えると見込まれる方(半壊以上の被害を受け他の住まいの確保が困難な方に限る。)		
条件	不動産仲介業者のあっせんにより賃貸された物件であること 家賃(月額)上限 (金沢市・野々市市以外の市町) (金沢市・野々市市) ・2人以下の世帯:6万円 ・1人世帯:6万円 ・3~4人の世帯:8万円 ・2人世帯:8万円 ・5人以上の世帯:11万円 ・3~4人世帯:10万円 ・5人以上の世帯:12万円 ※入居期間中に小学校入学年齢に達しない児童は入居人数に含めない。ただし、未就学児が2人以上の場合は1人あたり 0.5 人に換算 共益費(管理費) 借上げ住宅の賃主又は仲介業者との契約に不可欠なものに限る 退去修繕負担金 家賃の2か月分以内 礼金 家賃の1か月以内 仲介手数料 家賃の0.55か月以内 入居時鍵交換費 実費 ※ 超過分を自己負担して入居することは不可		

◆ 輪島市、珠洲市、穴水町、能登町にお住まいの方は、ほかの市町(希望する賃貸住宅の所在市町)への相談や申込も可能です。

◆ 物件のお問い合わせは、不動産団体の相談窓口をご利用ください。希望する賃貸物件を選定したら、必要書類を準備のうえ、市町に提出してください。

窓口	電話番号
石川県宅地建物取引業協会	0120-424-425
全日本不動産協会石川県本部	076-280-6223
全国賃貸住宅経営者協会連合会	0120-27-1000 (接続番号 388006)

② 応急仮設住宅(建設型)

◆ 災害救助法が適用された市町において、災害のため住家に被害を受けた被災者のうち、自らの資力では住宅を確保することができない者に対し、プレハブ住宅等を建設し一時的な居住の安定を図るものです。

◆ 賃貸型応急住宅(みなし仮設)や公営住宅からの転居の可否や、申込後にご自身の状況が変わった場合などの対応も含め、詳しくは、災害時に居住していた市町の窓口にお問い合わせください。表中①は賃貸型応急住宅(みなし仮設)、②は応急仮設住宅(建設型)の窓口です。

市町	窓口	電話番号
金沢市	① i 被災者生活支援総合窓口 ii 住宅政策課	① i 076-220-2058 ii 076-220-2553
七尾市	①② i 総合支援窓口コールセンター ii 都市建築課	①② i 0570-200-491 ii 0767-53-8429
小松市	①建築住宅課	①0761-24-8095
輪島市	①被災者生活再建支援室 ②まちづくり推進課	①0768-23-4871 ②0768-23-1156

市町	窓口	電話番号
珠洲市	①②環境建設課	①②0768-82-7756
加賀市	①建築課	①0761-72-7936
羽咋市	①②住まいの支援窓口	①②0767-22-7196
かほく市	①都市建設課	①076-283-7104
白山市	①建築住宅課	①076-274-9567
能美市	①まち整備課	①0761-58-2251
野々市市	①建築住宅課	①076-227-6087
川北町	①土木課	①076-277-1108
津幡町	①町民課	①076-288-2124
内灘町	①企画課 ②都市建設課	①076-286-6727 ②076-286-6710
志賀町	①まち整備課 ②住宅支援制度窓口(まち整備課内)	①0767-32-9211 ②070-1523-8403、080-7359-8554
宝達志水町	①地域整備課	①0767-29-8160
中能登町	①②土木建設課	①②0767-72-3921
穴水町	①②地域整備課	①②0768-52-3660
能登町	①②建設水道課	①②0768-62-8523

③ 公営住宅の提供

石川県内外の都道府県、市町において、住宅被害を受けられた方に対して公営住宅等の提供が行われています。詳しくは、[国土交通省ホームページ「令和6年能登半島地震による被災者の住まいの確保」](#)をご確認ください。



④ UR賃貸住宅の提供

UR都市機構において、住宅に甚大な被害を受けられた方を対象に、UR賃貸住宅の提供が行われています。詳しくは、[「令和6年能登半島地震による被災者の方へのUR賃貸住宅の提供について」](#)をご確認ください。



⑤ 生活家電の購入に関する支援

石川県は、上記①~③(③は石川県内の物件のみ)に入居する方に洗濯機、冷蔵庫、テレビ、エアコンの購入への支援制度を設けています。制度開始前の購入分であっても対象となりますが、必ず領収書等の証拠書類を保管してください。詳しくは、住宅が立地している市町にお問い合わせください。

[目次に戻る](#)

5 被災宅地等復旧支援事業

◆ 液状化等により被害を受けた宅地の復旧のために所有者が実施する工事について、費用を補助する制度があります(住宅耐震化促進事業との併用可)。

	内容
補助額	最大766万6千円(※)(対象となる工事費用:上限1,200万円) ※ 工事費用から応急修理などの少額工事相当額50万円を控除した額に3分の2を乗じた額 ※ 市町によって独自に上乗せする場合があります。
補助内容	擁壁、地盤、宅地のり面等の復旧、住宅の地盤改良、傾斜修復(注)など

(注) 傾斜修復は「住宅耐震化促進事業」でも対象ですが、いずれかを選択してください(併用不可)。

◆ 準備のできた市町から順次申請受付を開始します。

詳しくは、[石川県ホームページ](#)をご覧ください。



【各市町の担当課】

市町	窓口	電話番号	市町	窓口	電話番号
金沢市	被災者生活支援総合窓口	076-220-2858	野々市市	建築住宅課	076-227-6087
七尾市	都市建築課	0767-53-8429	川北町	土木課	076-277-1108
小松市	建築住宅課	0761-24-8106	津幡町	都市建設課	076-288-6703
輪島市	まちづくり推進課	0768-23-1156	内灘町	都市建設課	076-286-6710
珠洲市	環境建設課	0768-82-7756	志賀町	まち整備課	0767-32-9211
加賀市	建築課	0761-72-7934	宝達志水町	地域整備課	0767-29-8160
羽咋市	災害復興推進室	0767-22-7156	中能登町	土木建設課	0767-72-3921
かほく市	都市建設課	076-283-7104	穴水町	地域整備課	0768-52-3680
白山市	建築住宅課	076-274-9567	能登町	建設水道課	0768-62-8523
能美市	まち整備課	0761-58-2251			

[目次に戻る](#)

6 住宅耐震化促進事業

- ◆ 地震により耐震性が低下した住宅の耐震改修等について、費用を補助する制度があります（被災宅地等復旧支援事業との併用可）。

内容	
補助額	定額150万円 ※ 耐震診断により耐震性がないとされた住宅が対象です。 ※ 市町によって独自に上乘せる場合もあります。
補助内容	地震で耐震性が低下した住宅の耐震改修、傾斜修復（注）など

（注）傾斜修復は「被災宅地等復旧支援事業」でも対象ですが、いづれかを選択してください（併用不可）。

- ◆ 詳しくは、[石川県ホームページ](#)をご覧ください。



【各市町の担当課】

市町	窓口	電話番号	市町	窓口	電話番号
金沢市	建築指導課	076-220-2059	野々市市	建築住宅課	076-227-6087
七尾市	都市建築課	0767-53-8429	川北町	土木課	076-277-1108
小松市	建築住宅課	0761-24-8105	津幡町	都市建設課	076-288-6703
輪島市	まちづくり推進課	0768-23-1156	内灘町	都市建設課	076-286-6710
珠洲市	環境建設課	0768-82-7756	志賀町	まち整備課	0767-32-9211
加賀市	建築課	0761-72-7935	宝達志水町	地域整備課	0767-29-8160
羽咋市	地域整備課	0767-22-9645	中能登町	土木建設課	0767-72-3921
かほく市	都市建設課	076-283-7104	穴水町	地域整備課	0768-52-3680
白山市	建築住宅課	076-274-9561	能登町	建設水道課	0768-62-8523
能美市	まち整備課	0761-58-2251			

[目次に戻る](#)

7 被災住宅の補修や再建に関する相談

- ◆ 被災住宅の補修等に関し、下記の番号で建築士等による電話相談を受け付けています。

窓口	電話番号	実施主体
令和6年能登半島地震による被災住宅補修等相談ダイヤル	0120-330-712 （土日祝除く）	公益財団法人 住宅リフォーム・紛争処理支援センター
震災住宅相談ボランティアダイヤルいしかわ	0120-868-616 （土日祝除く）	一般財団法人 石川県建築住宅センター

- ◆ 被災住宅の再建（建替え・修理）や工事業者の手配に関し、次の窓口で相談を受け付けています。

窓口	受付方法	受付期間
（一社）石川県木造住宅協会・（一社）石川県建設業協会 事務局 内	①電話：0120-123-688（土日祝除く） ②ホームページからの受付	令和6年12月27日



[目次に戻る](#)

8 2次避難所の利用

- ◆ 石川県では自宅の復旧や仮設住宅等への入居までの間の被災者の生活環境を確保するため、被災地で避難している方を対象に、金沢以南または県外のホテル・旅館への避難を支援しています。
- ◆ 滞在費用は無料で、罹災証明書は不要です（食事の提供については施設によって取扱いが異なります）。ホテル・旅館への避難を希望される方は次の窓口にお問い合わせください。

窓口	電話番号
能登半島地震 2次避難所/1. 5次避難所運営事務局 コールセンター	0120-266-755（土日祝対応）

[目次に戻る](#)

9 生活必需品の給与・貸与

災害により、住家が半壊以上の被害を受け、生活上必要な被服等を損失し、ただちに生活を営むことが困難な世帯に対し、災害救助法に基づき生活必需品の給与又は貸与を行っている市町があります。詳しくは、各市町の窓口にお問い合わせください。

【費用上限金額】

世帯構成	1人	2人	3人	4人	5人	6人以上、1人増すごとに加算
全壊	31,800円	41,100円	57,200円	66,900円	84,300円	11,600円
大規模半壊、中規模半壊 半壊、床上浸水	10,100円	13,200円	18,800円	22,300円	28,100円	3,700円

[目次に戻る](#)

10 災害ごみの処分

- ◆ 地震により発生したごみを各市町が受け入れており、罹災証明書の提示で、手数料が減免されることがあります。災害ごみを受入場所に持ち込む前に手続きが必要となる場合もありますので、詳しくは、各市町の窓口にお問い合わせください。現在受入を実施している主な市町は次のとおりです。

窓口	備考	HP
七尾市 環境課 0767-53-8421	・受入場所：ななかりサイクルセンター	市HP
輪島市 被災者生活再建支援室 0768-23-4872	・回収期間：当分の間 ・市が委託した業者が巡回し、順番に随時回収します。個人で市が運営、管理する仮置場に持ち込まないでください。 ・回収地区については市HPをご確認ください。	市HP

窓口	備考	HP
珠洲市 環境建設課 0768-82-7743	・受入場所:狼煙漁港内(火・水曜除く)、ジャンボリー会場跡地(水曜除く)、飯田港内(火曜除く)	市HP 
かほく市 防災環境対策課 076-283-7124	・受入場所:株式会社エコマスク、グリーンセンター(日祝除く)	市HP 
津幡町 生活環境課 076-288-6701	・受入場所:グリーンセンター、リサイクルプラザ(日祝除く)	町HP 
内灘町 住民課 076-286-6701	・受入日時:7月まで 土日のみ 8月から 日曜のみ(祝日と重なる場合も開場) ・受入場所:蓮湖公園内駐車場 ※休場日は河北郡市グリーンセンターへ持込み可(住民課にて使用料減免手続きが必要です。)	町HP 
志賀町 環境安全課 0767-32-9321	・受入期間:当分の間(日祝除く) ・受入場所:富来野球場駐車場	町HP 
穴水町 環境安全課 0768-52-3770	・受入期間:8月31日(土)まで(土日祝も受入) ・受入場所:穴水港あすなろ広場横	町HP 
能登町 住民課 0768-62-8510	・受入場所:藤波運動公園駐車場(水曜除く)	町HP 

[目次に戻る](#)

11 宅内配管、浄化槽の復旧

① 宅内配管・排水管

- ◆ 七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町、能登町で被災した住宅において、住宅のある市町以外に所在する事業者宅内配管・排水管の修繕を依頼した場合、事業者の移動や宿泊に要する費用等を補助する制度があります(令和6年12月27日(金)まで)。

詳しくは[石川県ホームページ](#)をご覧くださいほか、
下記にお問い合わせください。



窓口	電話番号	対応内容
石川県環境政策課	076-225-1463	事業全般に関すること
石川県管工事業協同組合連合会事務局内	0120-055-122	工事業者の手配に関すること

② 浄化槽

- ◆ 石川県内の浄化槽が被災した住民の方を対象として、浄化槽についての調査や復旧工事に係る相談を受け付ける窓口があります。

窓口	電話番号	メールアドレス
全国浄化槽団体連合会 (環境省委託)	0120-326-121 (日祝除く)	note@zenjohren.or.jp

[目次に戻る](#)



お金のこと

12 生活再建のための支援金(被災者生活再建支援金)の支給

(概要は内閣府HPへ)



- ◆ 自然災害により居住する住宅が全壊する等の生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対し、被災者生活再建支援金を支給し、生活の再建を支援する制度があります(被災者生活再建支援法)。石川県内全市町がこの制度の適用を受けています。
- ◆ 申請期限は、基礎支援金が令和8年2月2日(月)、加算支援金が令和9年2月1日(月)です(延長される場合があります。)

【被災者生活再建支援金の支給額】

区分	基礎支援金	加算支援金		合計
	支給額	住宅の再建方法	支給額	
2人以上世帯	100万円	全壊世帯	建設・購入	200万円
		解体世帯	補修	100万円
		長期避難世帯	貸借	50万円
	50万円	大規模半壊世帯	建設・購入	200万円
			補修	100万円
			貸借	50万円
1人世帯	75万円	中規模半壊世帯	建設・購入	100万円
			補修	50万円
			貸借	25万円
	37.5万円	全壊世帯	建設・購入	150万円
		解体世帯	補修	75万円
		長期避難世帯	貸借	37.5万円
	—	大規模半壊世帯	建設・購入	150万円
			補修	75万円
			貸借	37.5万円

- ◆ 詳細は、被災当時お住まいの市町の被災者生活再建支援金担当課にお問い合わせください。
まずは罹災証明書を申請し、その結果をお待ちください。
- ◆ 市町の制度により、国の被災者生活再建支援制度の対象とならない半壊以下の世帯や、国に上乗せ支給する市町もあります。

市町	窓口	電話番号	備考
金沢市	i 被災者生活支援総合窓口 ii 生活支援課	i 076-220-2058 ii 076-220-2292	i 受付場所:市役所第一本庁舎4階 ・市独自の支援金等を支給
七尾市	i 総合支援窓口コールセンター ii 防災交通課	i 0570-200-491 ii 0767-53-6880	・受付場所:パトリア4階(日祝も受付) ・市独自の支援金等を支給
小松市	ふれあい福祉課	0761-24-8051	・郵送申請可 ・市独自の支援金等を支給(お問合せ先は広域避難者対応チーム(電話番号:0761-24-8154))
輪島市	被災者生活再建支援課	0768-23-4871	・受付場所:市役所本庁舎1階、門前総合支所1階、町野支所2階研修室(火・木のみ) ・郵送申請可、マイナポータルによる電子申請可 ・市独自の支援金等を支給
珠洲市	総務課	0768-82-7725	・受付場所:市役所1階(土日祝も受付) ・郵送申請可 ・市独自の支援金等を支給
加賀市	福祉政策課	0761-72-7854	・市独自の支援金等を支給
羽咋市	住まいの支援窓口	0767-22-7196	・受付場所:市役所2階 ・市独自の支援金等を支給
かほく市	防災環境対策課	076-283-7124	・市独自の支援金等を支給
白山市	危機管理課	076-274-9536	
能美市	福祉課	0761-58-2230	・市独自の支援金等を支給
野々市市	i 総務課 ii 福祉総務課	i 076-227-6051 ii 076-227-6061	
川北町	総務課	076-277-1111	
津幡町	総務課	076-288-2120	・郵送申請可 ・町独自の支援金等を支給
内灘町	総務課	076-286-6720	・受付場所:町役場1階 ・郵送申請可 ・町独自の支援金等を支給
志賀町	環境安全課	0767-32-9321	・受付場所:町役場1階町民ホール、富生活活性化センター1階中会議室 ・郵送申請可、マイナポータルによる電子申請可 ・町独自の支援金等を支給
宝達志水町	i 被災者支援総合窓口 ii 健康福祉課	i 0767-29-8112 ii 0767-28-5506	・受付場所:町役場1階 ・マイナポータルによる電子申請可 ・町独自の支援金等を支給
中能登町	住民窓口課	0767-72-3132	・町独自の支援金等を支給
穴水町	住民福祉課	0768-52-3640	・受付場所:町役場1階(土曜も受付) ・町独自の支援金等を支給
能登町	住民課	0768-62-8510	・受付場所:町役場1階 ・郵送申請可 ・町独自の支援金等を支給

[目次に戻る](#)

13 地域福祉推進支援臨時特例給付金の支給

◆ 住家が半壊以上の被害を受け、高齢者や障害者がある世帯等については、被災者生活再建支援金に加えて地域福祉推進支援臨時特例給付金の給付を受けられる場合があります(自宅再建利子助成事業との併用は不可)。

内容				
対象世帯	七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町、能登町において住宅が全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊又は長期避難、敷地被害解体の認定を受けた世帯のうち、次の①～⑧のいずれかに該当する世帯 ①高齢者(65歳以上)がいる、②障害者がいる、③児童扶養手当受給、 ④住民税非課税・住民税均等割のみ課税、⑤離職・廃業した人がある、 ⑥一定のローン残高(100万円超)がある、 ⑦住宅再建資金の借入れが受けられない、⑧家計急変			
金額 (一世帯当たり)	家財給付金	自動車給付金(注1)	住宅再建給付金(注2)	
	50万円	50万円	建設・購入・補修	最大200万円
			賃貸	最大100万円

(注1) 被災前から所有の自家用車を被災後に廃車(永久抹消登録)したと証明できる場合に限りです。

(注2) 住宅再建に要した費用(賃借の場合は賃料を除いた初期費用)から、被災者生活再建支援金(加算支援金)の受給額を差し引いた金額を支給します。申請には、先に被災者生活再建支援金の加算支援金を受給している必要があります。また、能登地域の6市町以外に住宅を再建した場合は対象外となります。

◆ 申請期限は、令和9年1月31日(日)です。

◆ 条件や申請の要否など、詳しくは、[石川県ホームページ](#)をご覧ください。お問い合わせください。

・ 臨時特例給付金コールセンター：076-225-1956(土日祝も受付)



[目次に戻る](#)

14 災害義援金の配分

石川県は、国内外から石川県、日本赤十字社、共同募金会に寄せられた義援金を配分するため、災害義援金配分委員会において、次のとおり配分計画を決定しました。

配分の対象		配分金額			備考
		第一次	第二次	第三次	
(1) 6市町(七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町、能登町)の全住民(一人当たり)		5万円	—	—	窓口、郵送、オンラインで受付開始。少なくとも9月末までは受付。詳しくは 県HP をご覧ください。  コールセンター: 0120-102-829(土日祝対応)
(2) 人的被害・住家被害を受けた方					各市町独自の義援金配分が上乗せされる場合もあります。既に一次配分、二次配分を申請されている方は、新たな申請は不要です。詳細は、各市町の担当課にお問い合わせください。
人的被害 (一人当たり)	死者、行方不明者	20万円	80万円	80万円	
	重傷者	10万円	—	—	
住家被害 (一世帯当たり)	全壊	20万円	80万円	80万円	
	大規模半壊	15万円	60万円	60万円	

配分の対象		配分金額			備考
		第一次	第二次	第三次	
り)	中規模半壊	10万円	40万円	40万円	
	半壊	5万円	20万円	20万円	
	準半壊	—	10万円	25万円	
	一部損壊	—	3万円	7万円	

【(2)人的被害・住家被害に係る配分の各市町担当課】

市町	窓口	電話番号	市町	窓口	電話番号
金沢市	福祉政策課	076-220-2278	野々市市	企画財政課	076-227-6031
七尾市	福祉課	0767-53-3625	川北町	総務課	076-277-1111
小松市	ふれあい福祉課	0761-24-8051	津幡町	会計課	076-288-2122
輪島市	被災者生活再建支援室	0768-23-4872	内灘町	会計課	076-286-6707
珠洲市	総務課	0768-82-7725	志賀町	会計課	0767-32-9110
加賀市	福祉政策課	0761-72-7854	宝達志水町	会計課	0767-29-8170
羽咋市	健康福祉課	0767-22-3939	中能登町	住民窓口課	0767-72-3130
かほく市	会計課	076-283-7125	穴水町	議会事務局	0768-52-3700
白山市	財政課	076-274-9512	能登町	総務課	0768-62-8533
能美市	福祉課	0761-58-2230			

[目次に戻る](#)

15 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給(概要は内閣府HPへ)



- ◆ 災害により亡くなられた方のご遺族や、災害により障害を受けた方に対し、災害弔慰金や災害障害見舞金が支給されます。

	対象者	区分	支給金額
災害弔慰金	災害により亡くなられた方の遺族	生計維持者	500万円
		その他の者	250万円
災害障害見舞金	災害による負傷、疫病で精神又は身体に著しい障害を受けた方	生計維持者	250万円
		その他の者	125万円

- ◆ 詳細は、各市町の災害弔慰金等担当課にお問い合わせください。

市町	窓口	電話番号	市町	窓口	電話番号
金沢市	生活支援課	076-220-2292	野々市市	福祉総務課	076-227-6061
七尾市	福祉課	0767-53-8418	川北町	総務課	076-277-1111
小松市	ふれあい福祉課	0761-24-8051	津幡町	福祉課	076-288-2458
輪島市	福祉課	0768-23-1161	内灘町	総務課	076-286-6720
珠洲市	総務課	0768-82-7725	志賀町	環境安全課	0767-32-9321
加賀市	福祉政策課	0761-72-7854	宝達志水町	健康福祉課	0767-28-5506
羽咋市	健康福祉課	0767-22-3939	中能登町	長寿福祉課	0767-72-3135
かほく市	健康福祉課	076-283-7121	穴水町	住民福祉課	0768-52-3621
白山市	危機管理課	076-274-9536	能登町	総務課	0768-62-8532
能美市	福祉課	0761-58-2230			

[目次に戻る](#)

16 災害援護資金の貸付(概要は内閣府HPへ)



- ◆ 世帯主が1か月以上の負傷、住居や家財に被害を受けた場合に、被害の種類や程度に応じて、災害援護資金の貸付が受けられます。

貸付金額は最大350万円(被災の状況により貸付限度額は異なる。)で、償還期限は据置期間(3年)を含め10年です。

- ◆ 詳細は、各市町の災害援護資金担当課にお問い合わせください。

[目次に戻る](#)

17 生活福祉資金の貸付

- ◆ 令和6年能登半島地震により被災し、当座の生活費を必要とする世帯に対し、生活福祉資金(緊急小口資金)の貸付を行っています。

※本資金は貸付金であり、償還(返済)していただく必要があります。

- ◆ お住まいの市町または避難先の市町の社会福祉協議会で受付可能です。

	内容
貸付限度額	原則として一世帯につき10万円 ただし、以下の場合は一世代につき20万円の貸付可能(いずれも1回限り) ① 世帯員の中に被災による死亡者がいる場合 ② 世帯員に要介護者がいる場合 ③ 4人以上の世帯である場合 ④ 世帯員に被災による重傷者や妊産婦、学齢児童がいる場合
償還期限	据置期間(貸付の日から1年以内)終了後、2年以内
利率	無利子 ※償還期限後は残元金に対して年3.0%の延滞利子が発生
必要なもの	① 身分を証明できるもの(運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード等) ② 申込者の預金通帳又はキャッシュカード ※いずれも準備できない場合は、各市町の社会福祉協議会に相談

- ◆ そのほか、災害を受けたことにより臨時に経費が必要となった低所得世帯、障害者世帯、介護等を要する高齢者世帯に対する生活福祉資金(福祉費[災害援護費])(一世帯につき150万円以内)の貸付等もあります。

- ◆ 生活福祉資金について、詳しくは各市町の社会福祉協議会にお問い合わせください。

窓口	電話番号	窓口	電話番号
金沢市社会福祉協議会	076-231-3720	野々市市社会福祉協議会	090-2034-5015 090-6279-2215
七尾市社会福祉協議会	0767-52-2099	川北町社会福祉協議会	076-277-8388
小松市社会福祉協議会	0761-22-3354	津幡町社会福祉協議会	076-288-6276
輪島市社会福祉協議会 (門前支所)	0768-22-2219 (0768-42-0772)	内灘町社会福祉協議会	076-286-6953
珠洲市社会福祉協議会	0768-82-7751	志賀町社会福祉協議会	0767-42-2545
加賀市社会福祉協議会	0761-72-1500	宝達志水町社会福祉協議会	0767-28-5520
羽咋市社会福祉協議会	0767-22-6231	中能登町社会福祉協議会	0767-74-2252
かほく市社会福祉協議会	076-285-8885	穴水町社会福祉協議会	0768-52-0378
白山市社会福祉協議会	076-276-3151	能登町社会福祉協議会	0768-72-2322
能美市社会福祉協議会	0761-58-6603		

[目次に戻る](#)

18 住宅の建設、補修等の融資

① 自宅再建利子助成事業

- ◆ 石川県内で被災し、住宅の新築、購入又は補修を行う場合、住宅融資の利子助成を受けられる**自宅再建利子助成事業**があります（**地域福祉推進支援臨時特別給付金との併用は不可**）。

- ◆ 詳しくは、[石川県ホームページ](#)をご覧ください。 

コールセンター(076-225-1968 :土日祝も受付)にお問い合わせください。

内容		
対象者	次のi)～iii)の全てに該当する世帯 i) 次のいずれかに該当する ア) 全壊、大規模半壊、中規模半壊又は半壊の被害を受けた イ) 住宅の敷地に被害が生じ、やむを得ず解体をした ウ) 長期避難世帯として認定された エ) 応急仮設住宅等に入居していた ii) 石川県内で住宅を再建し、入居日の属する前年の収入が要件を満たす iii) 被災者本人又はその親族が住宅再建のため金融機関等から融資を受けている	
収入要件	給与収入のみの世帯	世帯全員の収入合計額が600万円以内
	給与収入以外の収入がある世帯	世帯全員の所得合計額が440万円以内
	23歳未満の被扶養者がいる世帯	制限なし
金額	借入額、利率及び実際の返済期間に基づき算定した利子相当額 (一世帯当たり上限300万円(交付決定後一括給付))	
申請期限	令和6年3月28日(木)までに 住宅再建・入居	6年9月30日(月)まで
	令和6年3月29日(金)以降に 住宅再建・入居	入居日から6か月経過した日 又は 9年1月31日(日)のいずれか早い日

② 住宅金融支援機構における融資

- ◆ 住宅金融支援機構において、自然災害により自宅に被害を受けられた方に対して、金利等を優遇した建設資金、購入資金または補修資金を融資しています。

- ◆ 融資の概要は、[住宅金融支援機構ホームページ](#)をご覧ください。 

窓口	電話番号
住宅金融支援機構 お客様コールセンター(災害専用ダイヤル)	0120-086-353(祝日除く)

- ◆ 各金融機関においても、被災者向けの特別融資を行っております。詳細は、各金融機関にお問い合わせください。

[目次に戻る](#)

19 住宅ローンの返済

住宅ローンの返済について、借入先の同意のもと、返済の免除や減額を申し出る仕組み([自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン](#))があります。

詳しくは借入先の金融機関にお問い合わせください。 

借入先が銀行の場合、次の窓口への問い合わせも可能です。

窓口	電話番号
全国銀行協会相談室	0570-017-109 または 03-5252-3772

[目次に戻る](#)

20 雇用保険失業給付の支給等

① 災害時における雇用保険の特例措置

災害救助法の適用を受けた市町(野々市市、川北町以外の県内市町)において被災された事業所、労働者、求職者の方々に、災害時における雇用保険失業給付の支給等について、特例措置が実施されています。

特例措置の概要については、[厚生労働省ホームページ](#)をご覧ください。 

窓口	電話番号
石川労働局 職業安定課	076-265-4427

② 特別労働相談窓口の開設

石川労働局では、解雇や休業等に関する労働相談に対応するため、特別労働相談窓口を開設しています。各窓口の連絡先は次のとおりです。お住まいの地域の窓口が閉庁している場合は、その他の窓口でもご相談できます。

設置官署	電話番号	相談内容	
石川労働局雇用環境・均等室【総合労働相談コーナー】	076-265-4432	・妊娠、出産等を理由とする不利益な取扱いやハラスメント ・育児休業、介護休業等 等	
金沢労働基準監督署	076-292-7945	(事業主の方)	(労働者の方)
小松労働基準監督署	0761-22-4316	・労務管理(賃金の支払、解雇、休業手当等)	・賃金等労働条件 ・労災補償給付等
七尾労働基準監督署	0767-52-3294	・復旧工事に係る安全及び労働者の健康 等	・退職、解雇、労働条件引下げ 等
ハローワーク金沢	076-253-3035	・事業所の助成金(休業)に関する相談 ・雇用保険の特例給付に関する相談 等	
ハローワーク津幡	076-289-2530		
ハローワーク小松	0761-24-8609		
ハローワーク白山	076-275-4131		
ハローワーク七尾	0767-52-3255		
ハローワーク羽咋	0767-22-1241		
ハローワーク加賀	0761-72-8609		

[目次に戻る](#)



役所の手続きのこと

21 マイナンバーカードに関すること

① マイナンバーカード、電子証明書の手数料

- ◆ 令和6年能登半島地震により、マイナンバーカードを紛失等した場合は、**無料でカードの再交付申請を行うことができます。**

※ マイナンバーカードの発行に当たっては、原則1,000円の手数料が設定されているものの、天災その他本人の責めによらずマイナンバーカードを再発行する場合などは、その手数料を無料とする取扱いとしています。その場合は、何らかの天災その他本人の責めによらない事情を説明する書類が必要となる場合があります。

- ◆ マイナンバーカードや電子証明書の更新は、有効期間が過ぎた後でも、無料で行うことができます。

- ◆ 詳細は、各市町村のマイナンバーカード担当課にお問い合わせください。
マイナンバーカードの再交付申請は、現在、大変時間がかかる場合があります。最新の情報は、各市町村のホームページ等や担当課までご確認ください。

② 避難先市区町村におけるマイナンバーカードの電子証明書の暗証番号の再設定

- ◆ マイナポータルからオンラインで罹災証明書の申請等を行う際は、マイナンバーカードの電子証明書が必要です。

罹災証明書をマイナポータルから申請する方法は[こちら](#)



- ◆ マイナンバーカードの電子証明書の暗証番号(※1)を忘れてしまった場合は、住所地市区町村の窓口で再設定を行う必要がありますが、多くの方が市町外に避難していることが見込まれる、石川県内の一部の市町の住民の方(※2)については、令和6年1月22日(月)から特別に、住民票を置いていない市区町村に避難している場合でも、当該市区町村の窓口において電子証明書の暗証番号の再設定ができます。

- ◆ なお、利用者証明用電子証明書の暗証番号を覚えていない方については、全国のコンビニエンスストアで署名用電子証明書の暗証番号の再設定が可能です。

コンビニエンスストアでの署名用電子証明書の暗証番号の初期化のやり方は[こちら](#)



(※1) 利用者証明用電子証明書:4桁の数字
署名用電子証明書:6~16桁の英数字

(※2) 対象は、住民票を石川県内の以下の市町に置き、他市区町村に避難している方です。
金沢市、七尾市、輪島市、珠洲市、羽咋市、かほく市、津幡町、内灘町、志賀町、宝達志水町、中能登町、穴水町、能登町

[目次に戻る](#)

22 自動車に関すること

① 自動車検査証の有効期間の延長が終了

これまで、輪島市、珠洲市、穴水町、能登町に使用の本拠の位置を有する自動車について、自動車検査証の有効期間が延長されていましたが、令和6年7月31日で終了しました。

② 被災自動車の廃車(永久抹消登録)手続き

自然災害による浸水や破損により自動車を使用できなくなった場合、自動車検査証やナンバープレートが手元になくても、廃車(永久抹消登録)手続きを行うことができます。印鑑証明書及び実印、自動車登録番号(ナンバー)又は車台番号の情報、市町村が発行する罹災証明書又は被災証明書(取得できない場合は申立書)が必要となります。なお、災害救助法または被災者生活再建支援法が適用された区域においての取扱いになります。また、廃車にした自動車の再登録はできませんので、ご注意ください。

詳しくは、次の窓口までお問い合わせください。

車種	窓口	電話番号
普通自動車	自動車検査登録手続きヘルプデスク内 「令和6年能登半島地震 電話相談窓口」	050-5540-2056
軽自動車	軽自動車検査協会 「令和6年能登半島地震 電話相談窓口」	050-3684-6051

- ③ 一般社団法人日本カーシェアリング協会では、災害サポート・レンタカー(軽トラ等)の無料貸出しを実施しています(申込先:050-5482-3677)。[申込みフォーム](#)



④ 自動車税の減免

- ◆ 被災自動車の所有者に対しては、自動車税(種別割)の減免等があります(「[25 県税の特別措置](#)」参照)。

[目次に戻る](#)

23 年金手帳などを紛失した場合 国民年金等の保険料が支払えない場合

年金手帳、年金証書を紛失した場合は、再発行ができます(年金手帳は基礎年金番号通知書の再発行)。

また、国民年金被保険者について、一定の要件に該当する場合には、申請に基づいて災害時の保険料が免除されます。被災に伴い厚生年金保険料等の納付が困難な被保険者、事業主・船舶所有者に対しては、納付の猶予制度があります。

支援措置の概要は、下記の日本年金機構ホームページをご覧ください。

HP		HP	
保険料の免除		納付の猶予	

詳しくは、次の窓口までお問い合わせください。

窓口	電話番号
日本年金機構被災者専用フリーダイヤル	0120-808-678
ねんきんダイヤル	0570-05-1165 (050で始まる電話からは、03-6700-1165)

市町の国民年金担当窓口又は最寄りの年金事務所にお問い合わせすることもできます。

窓口	電話番号	窓口	電話番号
金沢南年金事務所	076-245-2311	小松年金事務所	0761-24-1791
金沢北年金事務所	076-233-2021	七尾年金事務所	0767-53-6511

(注) 各年金事務所の管轄区域については、[日本年金機構ホームページ](#)をご覧ください。



[目次に戻る](#)

24 国税の特別措置

国税の特例措置として「申告等の期限延長」「納税の猶予」「所得税等の軽減」「被災自動車に係る自動車重量税の還付」「不動産の譲渡に関する契約書に係る印紙税の非課税」などの措置が設けられています。七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町及び能登町以外の地域は「申告等の期限延長」「納税の猶予」が令和6年7月31日で終了しました。

詳しくは、ナビダイヤルまたは最寄りの税務署にお問い合わせください。

窓口	電話番号	管轄区域等
ナビダイヤル	0570-00-5901	※繋がらない場合は、各税務署の電話番号におかけいただき、音声ガイダンスが流れるため「1」番を選択
金沢税務署	076-261-3221	金沢市、かほく市、津幡町、内灘町
七尾税務署	0767-52-3381	七尾市、羽咋市、志賀町、中能登町、宝達志水町
小松税務署	0761-22-1171	小松市、加賀市、能美市、川北町
輪島税務署	0768-22-2241	輪島市、珠洲市、穴水町、能登町
松任税務署	076-276-2345	白山市、野々市市

[目次に戻る](#)

25 県税の特別措置

災害によって大きな損害を受けた場合、被災者に対して、個人事業税、不動産取得税、自動車税（種別割）等の県税に関して、減免、徴収の猶予、申告・納付などの期間の延長の救済措置があります。救済措置の概要は、下記の石川県ホームページをご覧ください。

HP		HP		HP	
減免		申告・納付等の 期限の延長		猶予制度	

詳しくは、最寄りの県税事務所又は相談ダイヤルにお問い合わせください。

窓口	電話番号	管轄区域
金沢県税事務所	076-263-8831	金沢市、かほく市、白山市、野々市市、津幡町、内灘町
小松県税事務所	0761-23-1713	小松市、加賀市、能美市、川北町
中能登総合事務所	0767-52-6112	七尾市、羽咋市、志賀町、宝達志水町、中能登町
奥能登総合事務所	0768-26-2304	輪島市、珠洲市、穴水町、能登町
自動車税専用相談ダイヤル	076-225-1298	石川県全域

(注) 各県税事務所、県税務課の所掌事務については[石川県ホームページ](#)をご確認ください。



[目次に戻る](#)

26 市町村税・児童扶養手当の特別措置

- ◆ 災害によって大きな損害を受けた場合、固定資産税、市町村民税・県民税、国民健康保険料（税）、後期高齢者医療保険料、介護保険料、保育料等の減免、徴収の猶予、申告・納付などの期間の延長の救済措置が受けられる場合があります。

- ◆ 児童扶養手当の資格がある方で、災害により住宅、家財などの財産価格のおおむね2分の1以上の損害を受けられた方には、その損害を受けた月から翌年の10月までの手当について、所得制限を解除し、全部支給となる特例措置を受けられる場合があります。

- ◆ 詳細は、各市町の税務・福祉担当課にお問い合わせください。

[目次に戻る](#)

27 公共料金の減免措置等

- ◆ 公共料金については、支払期日の延長、不使用月の料金免除などの特別措置が講じられている場合があります。詳しくは、NHKのほか、ご利用の電話事業者（携帯電話含む）、電気事業者、ガス事業者及び水道・下水道事業者等にお問い合わせください。

区分	窓口	電話番号
受信料	NHKふれあいセンター	0120-151515
電話	NTT西日本 各種お手続きに関するお問合せ先	局番なしの「116」 携帯電話からは 0800-2000-116
電気	北陸電力 電気料金の特別措置等に関するお問合せ	0120-776-453

[目次に戻る](#)

28 公費解体等を行った建物の滅失登記、登記済証（権利証）の紛失

- ◆ 金沢地方法務局では、現在、一部地域で倒壊又は消失した建物について登記官の職権による建物の滅失登記（職権滅失登記）が行われているほか、今後、①自然倒壊（土砂災害や大規模な河川氾濫により倒壊又は流失）した建物、②市町により公費解体した建物、③個人で先行して解体（自費解体）し費用の償還申請に該当する建物についても、職権滅失登記が進められる予定です。所有者等からの申請は不要です。

詳しくは金沢地方法務局不動産登記部門地図整備・筆界特定室（076-292-7820）にお尋ねください。

- ◆ 土地・建物の権利証（登記済証・登記識別情報通知書）を紛失した場合であっても、そのことによって所有権等の権利を失うことはありません（売買、贈与、抵当権設定等の登記申請時に上記書類を紛失している場合は、他の手段での本人確認となります。）。
制度の概要は、[法務局ホームページ](#)をご覧ください。



窓口	電話番号
金沢地方法務局	076-292-7810
金沢地方法務局小松支局	0761-22-6300
金沢地方法務局七尾支局	0767-53-1720
金沢地方法務局輪島支局（注2）	0768-22-0426

(注1) 各法務局の管轄区域については、[金沢地方法務局ホームページ](#)をご確認ください。

(注2) 輪島支局では、登記事項証明書等の交付を行っていますが、地震の影響により、事務処理が遅れる場合がありますので、可能な限り、他の法務局への請求をお願いします。



[目次に戻る](#)



民間の手続きのこと

29 預貯金通帳、印鑑の紛失や現金を損傷した場合

◆ 金融機関、証券会社、生命保険会社、損害保険会社等では通帳、保険証書や印鑑を紛失した場合でも、本人確認ができれば、預貯金、保険金等の払戻しができます。

- ・各金融機関(銀行、信用金庫、信用組合)、保険会社等の窓口
- ・ゆうちょコールセンター：0120-108-420(土日祝も受付)

(参考)

北陸財務局と日本銀行金沢支店から金融機関等に対して弾力的な対応を要請



◆ 焼けた、水に濡れたなど損傷した現金の引換えを行っています。詳しくは、日本銀行金沢支店にお問い合わせください。

- ・日本銀行金沢支店発券課：076-223-9527

[目次に戻る](#)

30 法律・消費者トラブル等の相談窓口

各団体が、被災された方を対象に無料電話相談等を受け付けています。

団体	窓口	電話番号	備考
法テラス (日本司法支援センター)	法テラス災害ダイヤル	0120-078-309	電話またはWebで予約が必要 令和6年12月31日(火)まで 実施予定
金沢弁護士会	令和6年能登半島地震 何でも無料電話相談	080-8995-9483	電話受付後、担当弁護士から折返しの 電話があります。
日本弁護士連 合会	令和6年能登半島地震 無料法律相談	0120-254-994	平日及び土曜日受付 令和6年10月31日(木)まで実施予定
石川県司法書 士会	災害時無料電話相談	076-292-8133	・平日10～16時受付 へるぶねっといしがわダイヤル
日本司法書士 会連合会		0120-315-199	・17～20時受付(土日祝も受付) 令和6年12月26日(木)まで実施予定
日本行政書士 会連合会	令和6年能登半島地震 無料電話相談	0120-346-092	平日10～16時受付 令和6年12月27日(金)まで実施予定
石川県消費生 活支援センター	令和6年能登半島地震 に関する消費者トラ ブル相談専用ダイヤル	076-255-2319	土日祝も受付 メールによる相談も受付 (石川県電子申請システム)
国民生活セン ター	能登半島地震関連消費 者ホットライン	0120-797-188	土日祝も受付

[目次に戻る](#)



医療・健康のこと

31 こころの悩みや健康に関する相談

災害にあわれた方のこころの悩み、健康、高齢者福祉に関する相談を電話でお受けしています。

窓口	電話番号
石川こころのケアセンター(受付時間:平日9時～17時)	0120-333-247
こころの相談ダイヤル	
(受付時間:平日9時～17時)	076-237-2700
(受付時間:平日17時～翌9時、土日祝0時～24時)	0570-783-780
よりそいホットライン (一般社団法人社会的包摂サポートセンター)	0120-279-338 ガイドランス「8」
石川県健康福祉部医療対策課(医療に関すること)	076-225-1431
石川県健康福祉部健康推進課(健康に関すること)	076-225-1458
石川県健康福祉部長寿社会課(高齢者福祉に関すること)	076-225-1487
自然災害又は大規模な事故等による災害被災者のための心と健康の相談ダイヤル(受付時間:平日10時～17時)	0120-200-826

[目次に戻る](#)

32 医療機関や介護サービスの利用に関すること

① 医療機関などの窓口での支払の免除

被災された方が、医療機関を受診する際や介護サービスを利用する際に、医療機関等の窓口で、(1)・(2)の両方に該当する旨を申告すれば、窓口での支払は不要(※入院・入所時の食費・居住費は対象外)です(令和6年9月末まで)。

(1) 災害救助法の適用市町の住民の方で、全国健康保険協会(協会けんぽ)、市町の国民健康保険、介護保険、石川県後期高齢者医療広域連合の被保険者の方	
(2) 次の1～5のいずれかに該当する方	
住家が	1 全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災 ※罹災証明書の提示は必要なく、窓口での口頭申告で構いません。
主たる生計維持者が	2 死にし又は重篤な傷病を負った 3 行方不明である 4 事業を廃止し、又は休止した 5 失職し、現在収入がない

詳細は、[厚生労働省のホームページ](#)の一覧をご確認ください。



② 医療機関へ被保険者証が提示できない場合

被災により被保険者証等を紛失、家に置いたまま避難している等、医療機関に提示できない場合には、医療機関の窓口で氏名、生年月日、連絡先、住所等を申し立てすることにより保険診療で受診することができます。

HP		HP	
制度概要(厚生労働省HP)		県内の病院・医療機関の情報	

[目次に戻る](#)



教育のこと

33 日本学生支援機構(JASSO)による学生への支援

独立行政法人日本学生支援機構(JASSO)は、被災された学生に対して以下のとおり支援等を実施しています。

詳しくは、在学している学校にお尋ねいただくほか、[日本学生支援機構のホームページ](#)等でご確認ください。

◆ 日本学生支援機構 政策企画部 広報課 : 03-6743-6011



支援等	対象者	申込方法等
給付奨学金 (家計急変採用)	災害により家計が急変し、奨学金の給付または貸与を希望する方(災害救助法の適用地域の世帯の学生等)	在学している学校を通じて申込み
貸与奨学金 (緊急採用・応急採用)		
奨学金の減額返還・返還期限猶予	災害等により奨学金の返還が困難となった方	「奨学金減額返還願」もしくは「奨学金返還期限猶予願」を日本学生支援機構に提出
JASSO災害支援金 (支給額:10万円) ※返還不要	災害により学生本人やその生計維持者が現に住んでいる家が、半壊(半流出・半埋没及び半焼失を含む)以上や床上浸水の被害を受けたり、自治体からの避難勧告等が1か月以上続いた方(外国人留学生を含む。)	在学している学校を通じて申込み

[目次に戻る](#)

34 学用品の給与、授業料の支援等

被災された保護者、学生に対して、災害救助法に基づく教科書など学用品の給与のほか、入学金・授業料の減免、家計急変世帯に対する就学支援金の支給などの支援があります。

詳しくは、在籍する各学校、石川県教育委員会又は各市町教育委員会にお問い合わせいただくほか、[石川県ホームページ](#)をご覧ください。

◆ 石川県教育委員会 庶務課 : 076-225-1816



[目次に戻る](#)



事業者の方へ

35 事業者を対象とした相談窓口

① 相談窓口

被災事業者の事業継続に向けた経営相談や施設復旧・資金繰り・二重債務問題・雇用維持に関する支援策の活用など様々な相談に対応する窓口が設置されています。

窓口	電話番号	場所等
金沢事業者支援センター (石川県)	0120-867-100	石川県庁1階 ※対面、オンライン相談可 (電話またはWebによる事前予約制)
能登事業者支援センター (石川県)	0120-262-380	石川県奥能登総合事務所4階(のと里山空港内) ※対面相談可(電話による事前予約制) ※対象:能登在住の事業者
能登産業復興相談センター (公益財団法人石川県産業創出支援機構)	0767-58-5008	七尾商工会議所内
奥能登テラライトオフィス	0768-23-4707	のと里山空港内1階

最寄りの商工会議所、商工会等の支援機関でも相談を受け付けています。

詳しくは[石川県のホームページ](#)をご確認ください。



② 雇用調整助成金の特例措置

雇用調整助成金とは、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成するものです。次の窓口で相談を受け付けています。

※ 特例措置の詳細については、[石川労働局のホームページ](#)をご覧ください。

窓口	電話番号
石川労働局 職業対策課	076-265-4428

③ 被害を受けられた中小企業者の方々を対象に災害復旧貸付の利用や融資及び返済についての特別相談窓口を設置しています。詳細は、次の窓口にお問い合わせください。

窓口	電話番号
(株)日本政策金融公庫 金沢支店 中小企業事業 国民生活事業	076-231-4275 0570-045202
小松支店 国民生活事業	0570-045445
認可法人 石川県信用保証協会	076-222-1550
(株)商工組合中央金庫 金沢支店	076-221-6141

[目次に戻る](#)

36 農林水産業関係の相談窓口

被災された農林漁業者を対象に、営農相談、補助金等に関する相談窓口を設置しています。避難先の最寄りの農林総合事務所でも相談を受け付けています。

窓口	電話番号
JAのと本店（対面相談可（予約制））	0120-338-250（土日祝も電話対応）
JA内浦町営農経済課（対面相談可（予約制））	0120-338-560（土日祝も電話対応）
JA能登わかば旧徳田支店（対面相談可（予約制））	0120-338-570（土日祝も電話対応）
JA志賀本店（対面相談可（予約制））	0120-338-720（土日祝も電話対応）
石川県珠洲農林事務所（対面相談可（予約制））	0120-338-760（土日祝も電話対応）
石川県農業会館（対面相談可（予約制））	0120-338-633（土日祝も電話対応）
石川県農林水産部森林管理課	076-225-1643
石川県漁業協同組合（本所）	076-234-8815（土日祝も電話対応）
（株）日本政策金融公庫 金沢支店 農林水産事業	076-263-6471

支援策概要
（石川県HP）



融資制度概要
（日本政策金融公庫HP）



[目次に戻る](#)



そのほかの情報

37 災害ボランティアの依頼

各市町のボランティアセンターでは、ボランティア活動の依頼を受け付けています。石川県災害ボランティア情報のホームページに掲載されているボランティアセンター設置市町は次のとおりです。依頼できる内容など、詳しくは、各市町ボランティアセンターにお問い合わせください。また、ホームページも合わせてご確認ください。

[石川県災害ボランティア情報のHPはこちら](#)



窓口	電話番号	問合せ先	電話番号
七尾市災害ボランティアセンター（平日のみ）	0767-58-3953 （依頼受付終了）	内灘町災害ボランティアセンター	080-6879-9765 080-6879-9766
輪島市災害たすけあいセンター	080-7707-5242 080-7707-5342	志賀町地域支え合いセンター（木・金曜日のみ）	090-7957-6653
珠洲市災害ボランティアセンター	070-4481-4142 070-3993-1042	中能登町災害ボランティアセンター	080-6879-9770 080-6879-9775
羽咋市災害ボランティアセンター（平日・土曜日）	090-2374-2242 090-2374-2243	穴水町災害ボランティアセンター	070-1002-4342 070-4134-6642
かほく市災害ボランティアセンター	080-3535-4635 080-7490-6013	能登町災害ボランティアセンター（平日のみ）	080-7843-2042 070-2669-2942

[目次に戻る](#)

38 特定非常災害特別措置法に基づく措置（内閣府・総務省・法務省）

令和6年能登半島地震による災害が特定非常災害に指定されたことにより、特定非常災害特別措置法に基づき、以下の措置が講じられます。

- ① 以下の許認可等について、存続期間（有効期間）が最長で令和6年12月31日（火）まで再延長されます。詳細については、[総務省特設ページ](#)に記載の許認可等の担当窓口にご相談ください。

許認可等の名称	許認可等の根拠法とその条項
指定障害児通所支援事業者の指定	児童福祉法 （昭和22年法律第164号） 第21条の5の3第1項
障害児の保護者に対する障害児通所給付費等の給付決定	第21条の5の5第1項
指定障害児入所施設の指定	第24条の2第1項
障害児の保護者に対する障害児入所給付費の支給決定	第24条の3第2項
指定障害児相談支援事業者の指定	第24条の26第1項第1号
精神障害者保健福祉手帳の交付	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 （昭和25年法律第123号） 第45条第2項
指定居宅サービス事業者の指定	介護保険法 （平成9年法律第123号） 第41条第1項本文
指定地域密着型サービス事業者の指定	第42条の2第1項本文
指定居宅介護支援事業者の指定	第46条第1項
指定介護老人福祉施設の指定	第48条第1項第1号
指定介護予防サービス事業者の指定	第53条第1項本文
指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定	第54条の2第1項本文
指定介護予防支援事業者の指定	第58条第1項
介護支援専門員証の交付	第69条の7第1項
介護老人保健施設の開設の許可	第94条第1項
介護医療院の開設の許可	第107条第1項
介護予防・生活支援サービス事業（第1号事業）に係る指定事業者の指定	第115条の45の3第1項
介護給付費等の支給決定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 （平成17年法律第123号） 第19条第1項
指定障害福祉サービス事業者又は指定障害者支援施設の指定	第29条第1項
地域相談支援給付費等の給付決定	第51条の5第1項
指定一般相談支援事業者の指定	第51条の14第1項
指定特定相談支援事業者の指定	第51条の17第1項第1号
自立支援医療費の支給認定	第52条第1項

② 以下の申請等の法令上の義務を履行できない場合の免責期限が再延長されます。詳細については、[総務省特設ページ](#)に記載の申請等の担当窓口にご相談ください。

◆ 宗教法人法(昭和26年法律第126号)関係

- ・宗教法人の毎年度終了後の財産目録及び収支計算書の作成の義務(第25条第1項)
- ・宗教法人の財産目録等の写しの提出の義務(第25条第4項)

⇒ **【新たな免責期限】令和6年10月31日(木)**

③ 法人に係る破産手続開始の決定の留保

令和6年能登半島地震の影響を受けて債務超過に陥った法人に対しては、債権者から破産手続開始の申立てをされたとしても、(1)法人が清算中である場合 または (2)法人が支払不能である場合を除き、令和7年12月31日(水)までの間、裁判所による破産手続開始の決定はされません。

④ 相続放棄等の熟慮期間の延長

令和6年能登半島地震に際し災害救助法が適用された市区町村に住所を有していた相続人の方々に対象に、「相続の承認又は放棄」の熟慮期間(令和6年1月1日以後に満了するもの)が令和6年9月30日(月)まで延長されます。

⑤ 民事調停の申立手数料の免除

令和6年能登半島地震に際し災害救助法が適用された市区町村に住所、居所、営業所又は事務所を有していた方が、令和6年1月1日(月)から令和8年12月31日(木)までに、令和6年能登半島地震による災害に起因する民事に関する紛争について裁判所に民事調停の申立てをする場合には、手数料の納付が免除されます。詳細については、最寄りの裁判所にお尋ねください。

HP		HP	
民事調停手続 (裁判所HP)		各地の裁判所一覧 (裁判所HP)	

[目次に戻る](#)

令和6年能登半島地震 石川県庁における相談窓口

令和6年5月21日現在

①	被災地外への避難、ホテル・旅館への避難の受け付けに関すること	9:00~18:00 (土日祝対応)	2次避難所運営事務局コールセンター ☎0120(266)755	事業者の支援(補助金・融資・雇用維持等)に関すること	10:00~17:00	金沢事業者支援センター ☎0120(867)100 経営事業者支援センター ☎0120(262)380
②	仮設住宅(民間賃貸含む)への入居、住宅再建に関すること	9:00~17:45	土木部建築住宅課 ☎076(225)1777	雇用・就労に関すること	9:00~18:00 (月~土)	いしかり就業・定住総合サポートセンター(ILAC) ☎076(235)4540
③	生活費などお金に関すること	9:00~17:45	健康福祉部厚生政策課 ☎076(225)1478 石川県社会福祉協議会 ☎076(208)3503	農業者・漁業者の支援に関すること	9:00~17:00 (土日祝対応)	(農業) JAのと本店 ☎0120(338)250 JA内浦町農業経済課 ☎0120(338)560 JA能登わかばほろ田支店 ☎0120(338)570 JA志賀本店 ☎0120(338)720 石川県珠洲農林事務所 ☎0120(338)760 石川県農業会議 ☎0120(338)633
④	医療に関すること	9:00~17:45	健康福祉部医療対策課 ☎076(225)1431	※避難先の聞き取りの農林総合事務所でも相談を受け付けています。		(林業) 農林水産部森林管理課 ☎076(225)1643
⑤	健康に関すること	9:00~17:45	健康福祉部健康推進課 ☎076(225)1458			(漁業) 石川県漁業協同組合(本所) ☎076(234)8815
⑥	子育て支援に関すること	9:00~17:45	健康福祉部少子化対策監室 ☎076(225)1447			消費生活支援センター ☎076(255)2319
⑦	高齢者福祉に関すること	9:00~17:45	健康福祉部長寿社会課 ☎076(225)1487	消費者トラブルに関すること	9:00~17:00 (土日祝対応)	石川県国際交流協会 ☎076(262)5932
⑧	障害のある方の福祉に関すること	9:00~17:45	健康福祉部障害者保健福祉課 ☎076(225)1426	多言語相談に関すること	8:30~17:15	いしかり性暴力被害者支援センター ☎#8891
⑨	県税に関すること ※県民・市税は各市町の税務担当課へ、国税は住所を管轄する税務署へそれぞれ相談、お問い合わせください。	9:00~17:45	総務部税務課 ☎076(225)1271	性暴力・DV・女性の様々なお悩みに関すること	8:30~17:15 9:00~17:00	石川県障害者権利相談支援センター ☎#8008 石川県女性相談支援センター ☎076(208)3304
⑩	教育に関すること	9:00~17:45	教育委員会事務局学校指導課 ☎076(225)1826		9:00~16:30	

※お問い合わせの内容に対して、個別にご相談の窓口をのご案内いたします。